

平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、平成22年6月以降に有明海及び八代海において発生した赤潮により被害を受けた漁業者等の生産力の回復及び早期経営再開を図るために必要な資金（以下「平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金」という。）の融通について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「被害漁業者等」とは、平成22年6月以降に有明海及び八代海において発生した赤潮により被害を受けた次に掲げる者をいう。

- (1) 魚類養殖業を営む個人
- (2) 魚類養殖業を営む法人

2 この要領において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合（以下「漁協」という。）
- (2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合（以下「水産加工協」という。）
- (3) 農林中央金庫（以下「金庫」という。）

(県の助成)

第3 県は、被害漁業者等が平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金を借り入れた場合に、被害漁業者等の金利負担の軽減を図るため、平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業補助金交付要項（以下「要項」という。）別表1（第4に規定する借受資格者であって、かつ、被害額が平年の収入（売上）額の50パーセント以上又は2年連続で被害額が平年の収入（売上）額の20パーセント以上であることを市町村長が認定した者に該当する場合にあっては別表2）に定める利子補給率により市町村が融資機関に対して利子補給を行った場合において、要項に定めるところにより、当該市町村に対してその費用の一部を助成するものとする。

(借受資格者)

第4 補助事業において融資を受けることができる者は、熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱に定める漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）の借受資格を有する者であって、かつ、被害漁業者等であって、被害魚種毎の1年魚、2年魚又は3年魚の被害尾数のいずれかが被害前の当該魚種の養殖尾数の3割以上又は被害額が平年の収入（売上）額の10パーセント以上であることを市町村長が認定した者とする。

2 平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金の借入に当たっては、養殖共済に加入する旨の確約書（以下「確約書」という。）（別記第1号様式）を提出するものとする。

(融資の条件)

第5 補助事業において融資機関が借受資格者に対し融資する条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途 漁業近代化資金の第5号資金（種苗の購入又は育成に必要な資金）
- (2) 償還期限 5年以内
- (3) 据置期間 2年以内。ただし、ぶりについては3年以内
- (4) 県の利子補給費補助期間 平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金の貸付実行後3年以内。
- (5) 貸付利率 別表に定めるとおりとする。
- (6) 融資限度 以下のとおりとし、被害額を限度とする。
 - ア 個人 30,000千円
 - イ 法人 60,000千円ただし、漁業近代化資金の既往借入れがある場合は、当該借入残額を含めた借入残高の限度額は、個人90,000千円、法人180,000千円とする。
- (7) 融資率 事業費の100%以内

（貸付期間）

第6 平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金の貸付期間は、平成23年3月31日までとする。

（借入手続）

第7 融資機関から融資を受ける場合の借入手続は次のとおりとする。

(1) 漁協又は水産加工協（以下「組合」という。）から借り入れる場合

ア 借受資格者であって借入れを希望するもの（以下「借入希望者」という。）は、確約書を知事に提出し、「漁業近代化資金借入申込書」（以下「借入申込書」という。）（熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱別記第1号様式-4）を4部作成のうえ、1部を控えとし、正1部、副2部を組合へ、市町村長から認定を受けた「漁業被害程度等認定申請書」（以下「認定申請書」という。）（別記第2号様式）3部を添付して、提出するものとする。

なお、債務保証を必要とする場合は、熊本県漁業信用基金協会（以下「協会」という。）あての「債務保証委託書」（協会の定款及び業務方法書の規定による。）1通を併せて提出するものとする。

イ 組合は、借入申込書の内容を審査のうえ、必要がある場合は、市町村その他関係機関（水産研究センター、水産業改良普及員等）と協議して、事業に対する意見書（以下「意見書」という。）（熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱別記第2号様式）を徴し、「漁業近代化資金利子補給承認申請書」（以下「申請書」という。）（熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱別記第3号様式）を2部作成のうえ、その正1部、副1部に認定申請書2部、借入申込書（副）、市町村等の意見書の写し各2部を添付し、熊本県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）経由のうえ、知事に提出するとともに、債務保証を必要とする場合は、借入希望者から提出された「債務保証委託書」に漁協の意見を付した「債務保証協議書」（協会の定款及び業務方法書の規定による。借入申込書の写しを添付）1通を添付して協会に送付するものとする。

なお、組合の自己資金で貸付けができない場合は、借入申込書によって金庫と

その原資供給について協議し、原資供給を受けるに当たり協会の保証を必要とする場合は、「債務保証委託書」1通に金庫の意見を付した「債務保証協議書」を添付のうえ協会に提出するものとする。

ウ 県漁連は、組合の申請書類を取りまとめ、金庫（原資供給）及び協会（債務保証）の意見を徴し、不備書類の指導整備を行って、申請書（正）に借入申込書（副）、市町村長その他関係機関、金庫等の意見書各1部を添付して知事に提出するものとする。

エ 知事は、内容を審査のうえ、利子補給の諾否を行い、速やかに組合あて通知するとともに、金庫、協会、県漁連、市町村長及び必要がある場合はその他関係機関に対しその旨を（承諾する場合は熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱別記第4号様式の利子補給承認書による。）通知するものとする。

オ 組合は、これらの決定に基づき、貸付決定を行い、借入申込者に通知するものとする。

(2) 金庫から直接借り入れる場合

ア 借入希望者は、確約書を知事に提出し、借入申込書を4部作成のうえ、1部を控えとし、正1部、副2部を金庫へ、市町村長から認定を受けた認定申請書3部を添付して、提出するものとする。

なお、債務保証を必要とする場合は、協会あて債務保証委託書1通を併せて提出するものとする。

イ 金庫は、借入申込書の内容を審査のうえ、必要がある場合は、市町村その他関係機関、組合の長（借入者が組合又は連合会の場合を除く。）の意見書を徴し、申請書を2部作成のうえ、その正1部、副1部に認定申請書2部、借入申込書（副）と意見書（写し）各2通を添付して、知事に提出するとともに、債務保証を必要とする場合は、債務保証委託書に意見を付した債務保証協議書1通を添付して協会に送付するものとする。

ウ 知事は、内容を審査のうえ、利子補給の諾否の決定を行い、速やかに金庫、協会、県漁連、市町村長及び必要がある場合はその他関係機関にその旨を通知するものとする。

エ 金庫は、これらの決定に基づき、貸付決定を行い、借入申込者に通知するものとする。

(3) 市町村が行う利子補給承認及び県が行う利子補給費補助事業承認に係る手続

ア 融資機関の長は、借入申込書を受理した場合において適当と認めるときは、「平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給承認申請書」（別記第3号様式）に借入申込書の写しを添付して市町村長に提出するものとする。

イ 市町村長は、アに掲げる利子補給承認申請書を受理した場合において適当と認めるときは、「平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業計画承認申請書」（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

ウ 知事は、イに掲げる利子補給費補助事業計画承認申請書を受理した場合において適当と認めるときは、事業計画を承認し、「平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業計画承認通知書」（別記第5号様式）を市町村長に交付する。市町村長は、融資機関の長及び申請者にその旨通知するものとする。

(4) 市町村が行う利子補給に係る手続

市町村が行う利子補給に係る手続については、(3)に定めるもののほか、別途市町村が定めるところによる。

(利子補給金及び利子補給費補助金の請求及び交付)

第8 利子補給の承認を受けた融資機関は、平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給金請求書(以下「請求書」という。)を作成のうえ、市町村長に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、請求書の内容を審査のうえ、要項第3条別表に定める利子補給率で算定した額を融資機関に対して交付する。
- 3 市町村長は、融資機関に対して利子補給金を交付した場合、県に対して必要書類を添えて、補助金の交付請求を行う。
- 4 県は、市町村長からの交付請求書の内容を審査のうえ適当と認めるときには、1箇月以内に平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業補助金を交付するものとする。
- 5 県が利子補給を行う場合の利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び同年7月1日から12月31日までの各期間における漁業近代化資金につき、別に定める利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を365の数で除して得た金額をいう。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(報告及び検査)

第9 知事は、資金の貸付け、赤潮被害の認定又は資金の使途が適正に行われているかどうかについて、必要があると認めるときは、融資機関又は市町村に対して報告を行わせ、又は担当職員に検査を行わせるものとする。

(利子補給費補助事業計画承認及び利子補給費補助金交付決定の取消し等)

第10 知事は、平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金の借入者が第4第2項の確約書の内容を履行しなかった場合には、第7の(3)の事業計画の承認及び要項第7条の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は、補助金の全部又は一部の交付を決定しないことができる。

附 則

この要領は、平成22年10月13日から施行する。

別表 平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金の貸付利率

(平成22年10月13日以降)

区 分	対 象 者	貸付利率
貸付実行日から3年以内	第4に規定する借受資格者（被害漁業者等であって、被害魚種毎の1年魚、2年魚又は3年魚の被害尾数のいずれかが、被害前の当該魚種の養殖尾数の3割以上又は被害額が平年の収入（売上）額の10パーセント以上であることを市町村長が認定した者）	年1.00パーセント
	第4に規定する借受資格者であって、かつ、被害額が平年の収入（売上）額の50パーセント以上又は2年連続で被害額が平年の収入（売上）額の20パーセント以上であることを市町村長が認定した者	年0.00パーセント
貸付実行日から4年目以降	上記の借受資格者	年1.40パーセント （熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱第4に定める貸付利率）

別記第1号様式（第4関係）

確 約 書

私は、下記1の支援事業を利用するに当たり、来年度養殖予定の魚種について、下記2のとおり養殖共済に加入することを確約します。

なお、確約に違反した場合は、即時に下記1の支援事業の適用を取り消されても何ら異議はありません。

また、加入期間の終期まで、毎年共済契約書の写しを提出します。

記

1 利用する支援事業

平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業

2 養殖共済加入の内容

来年度養殖 予定の魚種					
契約割合					
加入期間					

※ 加入予定の内容を記載してください。

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名

印

(注)

- 1 「来年度養殖予定の魚種」について
養殖予定のすべての魚種を記入対象とする。
- 2 「契約割合」について
 - (1) 平成22年度に加入している契約割合以上とする。
ただし、平成22年度に加入している契約割合が、青物（ぶり、かんぱち、しまあじ、ひらまさ）については50パーセント未満、その他の魚種については30パーセント未満の場合は、それぞれ50パーセント以上、30パーセント以上とする。
 - (2) 平成22年度に未加入の者については、青物（ぶり、かんぱち、しまあじ、ひらまさ）については50パーセント以上、その他の魚種については30パーセント以上とする。
- 3 「加入期間」について
本事業を利用するすべての期間とする。

別記第2号様式 (第7関係)

漁業被害程度等認定申請書

申請者 住所
氏名

印

下記のとおりであることを認定願います。

記

1 被害額 円

2 水産物被害認定表

被害水産物等名		被害総額 (A)		平年の漁業収入(B)		(A)/(B)
魚種	区分	被害額	被害尾数(C)	被害前の養殖尾数(D)	(C)/(D)	
	1年魚					
	2年魚					
	3年魚					
	1年魚					
	2年魚					
	3年魚					
合計						

※ 「平年の漁業収入」は、平成17年度から平成19年度の漁業収入の3カ年平均とする。

上記のとおりであることを認定します。

平成 年 月 日

市町村長

印

別記第4号様式（第7関係）

平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業計画承認申請書

熊本県知事 様

市町村長

印

平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業事務取扱要領第7の規定により、下記のとおり補助対象事業として承認されるよう申請します。

記

融資機関名		貸付 人員	貸付 利率	市町村 利子補給率	左のうち 県補助率	
		人	%	%	%	
個人別貸付状況						
番号	融資機関名	氏名	貸付額	貸付予定時期	貸付利率	債務保証申 込みの有無
			千円	年 月	%	有・無
				年 月		有・無
				年 月		有・無
				年 月		有・無
市町村の予算措置状況						
有		(月議会上程済)		
無		(月議会上程予定)		

別記第5号様式（第7関係）

平成 年 月 日
番 号

市町村長 様

熊本県知事 蒲島郁夫

平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業計画の承認
について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のありました平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業計画については、下記のとおり承認します。

なお、借入者が知事に提出した確約書の内容を履行しなかった場合は、利子補給費補助事業計画承認を取り消すことがありますので、御留意願います。

記

融資機関名	借入者氏名	貸付額 (承認額)	貸付利率	市町村 利子補給率	左のうち 県補助率